

ワイヤーを処分するにはこんなポイントがあります

傷んで使えなくなったワイヤーを処分する際に注意してほしいこと



酸素で切断してあります
こうすれば、誰がみても
処分するワイヤーだと

ワイヤーの点検は
「安全衛生規則第220条」
に定められています
「クレーン則第77条」
にもあります
毎日使用前に義務付け
られていることです

ですが、点検してハネた
ワイヤーはどうしてますか？


資材置き場の隅に置いて
いたりすると事情を知らない
他の職種が..


廃棄したワイヤーと知らずに使ってしまうかも知れません
点検して処分する予定のワイヤーは↑このように一部を切るなどして
誰がみてもわかるようにしておく必要があります。


廃棄のめやす

キンクや形くずれをおこしているもの ⇒ 

圧潰により扁平化したもの ⇒ 

心綱のはみだしたもの ⇒ 

著しい曲がりが生じているもの ⇒ 

ストランドが落ち込んでいるものや ⇒ 

ストランドがゆるんでいるもの

なぜ、はみ出すとダメ？

心(芯)綱は、ワイヤーが錆びないようにグリスを染み込ませたものでワイヤーの中心にあります、つまり心綱が飛び出すという事は⇒油が切れる⇒ワイヤーが錆る⇒強度が落ちる⇒切れる
心綱が飛び出したワイヤーは、ワイヤー自身の構造が既に破壊されていると言う事です。